

平成24年度 市民活動補助金交付事業の募集

市民活動団体が実施する事業費用の一部を補助します

市では、地域で抱える社会的課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、市民活動団体が、自ら企画立案し、実施する公益的な事業に、市民活動補助金を交付しています。

市民活動補助金の目的

市民活動補助金は、市民活動団体の自立や活動を活発にするためのものです。市民活動とは、ボランティア活動、特定非営利活動など、不特定多数の方の利益の増進に寄与することを目的とした、市民が行う営利を目的としない自由な社会貢献活動のことを指します。

ただし、選挙や宗教を目的とする活動や、個人の趣味的活動、団体構成員の福利厚生など、構成員相互の利益を目的として行われる共益的・互助的な活動は含まれません。

市民活動補助金の種類

市民活動団体が実施する事業の内容により、2種類があります。ただし、2種類の補助金を同じ年度に申請することはできません。なお、いずれの補助金も、申請は1事業のみです。

自立促進事業補助金

はじめの
一歩

団体の自立を促進するのに効果的な事業に交付します。申請は1団体につき1事業のみで、補助金額は10万円以内です。以前にこの補助金を交付された団体は申請できません。

活性化事業補助金

ステップ
アップ

1年以上活動している団体が、主体性を持って行う公益性の高い事業で、団体の活動を発展させるのに効果的な事業に交付します。申請は1団体につき1事業のみで、補助金額は50万円以内(ただし、補助対象経費の80%以内)です。以前に交付された事業と同じ事業でも、さらなる活性化を図る場合は申請できます。ただし、1事業につき3回までです。

補助対象となる事業・団体の要件

補助対象となる事業の要件

- 自立促進事業または活性化事業
 - 平成24年4月1日～25年3月31日に実施される事業
 - 国・県・市などから補助金などを受けていない事業
- ※事業とは、特定の目的を実現するための活動です。団体の経常的な活動に関するものや、運営そのものは対象ではありません

市民活動補助金を受けられる団体の要件

- 主に市内で活動していること
 - 構成員が、自立促進事業は5人以上、活性化事業は10人以上であること ほか
- ※詳しくは、お問い合わせください

申請書の提出

期 間 11月7日(月)～平成24年1月11日(水)
(土・日曜日、祝日、12月29日～平成24年1月3日を除く。必着)

申 請 「申請の手引き」《協働推進課(市役所本庁舎5階)、市民活動センター、浦安・新浦安駅前行政サービスセンター、各公民館で配布または市ホームページからダウンロード》に添付の申請用紙と必要書類を、直接または郵送で、〒279-8501浦安市役所協働推進課(市役所本庁舎5階)へ
※詳しくは、申請の手引きをご覧ください

申請書 書き方講座

【時】 11月11日(金) 午後7時～9時	...	【時】 11月26日(土) 午前10時～正午
【所】 市民活動センター	...	【所】 市民プラザ
【定員】 先着18人	...	【定員】 先着20人

※いずれも同じ内容です。なお、参加しなくても申請できます

【申込】 11月1日(火)から、電話またはファクス、Eメール(団体名・氏名・電話番号・Eメールアドレス)で、協働推進課 ☎353・2453、✉kyodosuishin@city.urayasu.lg.jp へ ※定員に満たない場合は、当日参加も可

審査・選考方法

公募市民3人、市民活動に関する有識者3人、企業代表2人、計8人の委員で構成する「市民活動補助金審査会」が審査し、選考します。

はじめの
一歩

- 申請書類による審査
 - 審査会でのヒアリングによる審査
- 【時】 平成24年2月4日(土)午前10時～
【所】 市民プラザ

ステップ
アップ

- 申請書類による審査
 - 公開プレゼンテーションによる審査
- 【時】 平成24年2月4日(土)午後1時30分～
【所】 市民プラザ

【問】 協働推進課